

暴追だより

BOUTSUI-DAYORI

～わが町に入れない寄せない暴力団～

(令和元年度 全国暴力追放運動統一標語 最優秀作品)



総会 暴力追放看板 野球教室 府中暴力追放協議会 活動状況

公益財団法人 暴力追放広島県民会議
(広島県暴力追放運動推進センター)

ホームページ

暴力追放 広島

検索

卷頭言

広島県警察本部長 鈴木信弘



県民の皆様には、日頃から暴力団排除活動をはじめとする各種警察活動に多大なるご協力とご理解を頂いておりのことに対し、衷心より御礼申し上げます。

また、暴力追放広島県民会議におかれましては、昭和62年6月の設立以来、全国の模範となる暴力追放活動を幾つも推進され、暴力団排除に多大な貢献をされてこられたことに対し、敬意を表する次第であります。

さて、昨今の暴力団情勢ですが、警察の取締りや各種暴力団排除施策の浸透、地域住民、事業者の皆様のご協力により、暴力団構成員及び準構成員等の数が、平成17年以降、全国で減少傾向にあります。

一方、暴力団の資金源獲得犯罪は、これまでの恐喝、賭博、薬物犯罪等に加え、いわゆる特殊詐欺のような知能犯罪を敢行するなど、その態様はその時々の社会、経済情勢に応じて多様化させております。

県内においても、全国同様、暴力団構成員等の数は減少傾向にありますが「六代目共政会」「三代目侠道会」「五代目浅野組」の3団体が、資金源獲得犯罪を敢行するなど、依然として県民の皆様に大きな不安を与え続けています。

こうした中、社会からの暴力団排除を一層強化するため、広島県暴力団排除条例が昨年改正され、本年4月1日から施行されました。

この条例では、県内の繁華街で暴力団排除活動を特に強力に推進する必要がある地域を「暴力団排除特別強化地域」に指定し、暴力団員と今回新たに指定した事業者(特定営業者)との間で、用心棒の役務の提供やその提供を受けること、また用心棒料やみかじめ料の授受を禁止し、違反者には罰則を新設したものです。

今回の改正で特定営業者と暴力団との関係が遮断され、より一層暴力団排除が進むものと期待しているところであります。

県警察は、皆様の平穏な生活を守るために、引き続き暴力団の取り締まりと暴力団排除を推し進めて参りますので、今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「広島県暴力団排除条例」改正について



施行日 令和2年4月1日

平成23年に「広島県暴力団排除条例」が制定され、暴力団排除の気運は一層と高まりましたが、未だ関係遮断に踏み切れない営業者も存在し、暴力団は「用心棒料・みかじめ料」の名目で資金源を得ています。

今回の改正では、特定業者と暴力団の関係遮断を図り、暴力団の資金源根絶を目指すため、地域と対象者を絞った上で、禁止行為を定めて違反行為者には罰則を科するなどの一部改正をしたものです。

1. 禁止行為

暴力団排除特別強化地域内の特定営業者の営業に関し、特定営業者または暴力団員による次の行為が禁止されます。



※ 用心棒料とは、営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務の対償として支払われる金品をいいます。

みかじめ料とは、営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として支払われる金品をいいます。

2. 特定営業者とは

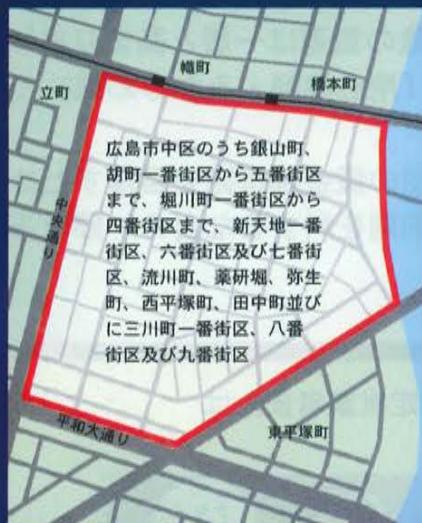
営業の種類	風俗営業	性風俗関連特殊営業	特定遊興飲食店営業	接客業務受託営業	深夜酒類提供飲食店	風俗案内業
主な営業形態	社交飲食店 料理店 パチンコ ゲームセンター 等	個室付浴場業 ファッショナブルス デリバリーヘルス 等	ナイトクラブ 等	コンパニオン派遣業 等	バー 居酒屋 等	風俗案内所

※ 深夜酒類提供飲食店とは、深夜零時から午前6時までの時間において営む酒類提供飲食店営業をいいます。

3. 暴力団排除特別強化地域

指定暴力団が主な活動の拠点としている次に示す地域を「暴力団排除特別強化地域」として、暴力団排除活動を強力に推進します。

広島 流川、薬研堀地区



尾道 久保地区



福山 松浜地区



4. 違反行為者に対する罰則規定の新設

1 罰則内容

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。ただし、**特定営業者が自首した場合は**、その刑を軽減し、又は免除することができる規定となっています。



2 自首設定理由

この条例の自首は、「**検査機関に発覚した後でも自首することができる**」「**刑の軽減だけではなく、刑を免除することもできる**」ため、「**特定営業者**」の自発的な申告を促すことが期待されます。

今回の改正により、①特定営業者としては、罰則を理由に暴力団との関係を遮断するきっかけとなることや、②暴力団員も罰則が科せられるため、「用心棒料・みかじめ料」の要求抑止につながる効果が期待できると考えられます。

このような事案に遭遇した場合は、早めに最寄りの警察署に相談し、被害に遭わないように努めましょう。

広島県警察本部 組織犯罪対策課 代表電話 082-228-0110
(公財) 暴力追放広島県民会議 相談電話 082-228-5050

改正条例案可決

広島県議会

「みかじめ料」授受に罰則

暴力団が飲食店などに本当に金錢を求める「みかじめ料」について、要求した組員と支払った店側の双方を罰するための広島県暴力団排除条例の改正案が16日の県議会定例会で可決された。歓楽街での暴力団の資金源を断つのが狙い。来年4月1日に施行される。同様の規制は中国地方の5県と政令指定都市では岡山市に続いて2例目。

いずれも指定暴力団の共政会傘下の組事務所が集まる広島市中区流川・薬研堀地区と、浅野組と俠道会傘下の組事務所がある福山市松浜地区、尾道市の新開地区を「暴力団排除特別強化地域」に指定。この地域内で営業する店が組員にみかれ料を渡した場合、組員

と店側に1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科す。店側が組員にもめ事を解決してもらうなどの「用心棒の役務の提供」を受けた場合も対象となる。自主的に申告した店に罰則を減免する規定も設けた。

規制対象となる「特定営業者」は、キャバレーや性風俗店、風俗店の無料案内所、午前0～6時に酒類を提供する飲食店などで、3地区で約4690店舗あるという。県警は午前0時を過ぎて営業する店は客とのトラブルが起きる可能性が高く、暴力団も介入しやすいと判断した。0時までに営業を終える飲食店については「情勢も見極め、範囲の拡大も検討する」としている。(暴力団取材班)

「暴力団の要求断りやすく」

歓楽街の関係者、排除効果期待



みかじめ料の授受に罰則規定を設ける「暴力団排除特別強化地域」に指定された広島市中区流川地区

島県暴力団排除条例の改正案が可決されたのを受け、罰則の対象となる店の関係者からは「暴力団からの要求を断りやすくなる」「歓楽街の健全化につながる」などと、暴力団排除へ機運の高まりや効果を期待する声が相次いだ。

中四国地方最大の歓楽街である広島市中区流川・薬研堀地区。深夜営業のバーやスナックがひしめき、性風俗店や風俗店の無料案内所も多く、指定暴力

た店側も罰する改正条例の成立を歓迎した。性風俗店の男性従業員も暴力団との関わりはないとした上で「お客様が店に入りやすくなる」とが大切。

同様の罰則規定は東京や愛知など13都道府県が設けている。先進地の動向を調査した広島県警によると、実際に店側が罰則を肩に要求を断つたケースもあつた。「外国人観光客も増える中、誰もが楽しめる環境にしなければならない」と県警の川崎契刑事部長。暴力追放広島県民会議の柳川敏夫専務理事は「各業界で暴力団排除の機運が高まる中、歓楽街対策は懸念だった。歓楽街からの暴力団排除へ追い風になる」と期待した。

國政会傘下の組事務所も点在する。改正条例の規制対象となる「特定営業者」は3千強に上る」とみられる。

「経営もしんどい中で、みかじめ料なんて払いたくない。

じめ料の文払いを断つた派遣型風俗店の関係者が共政会傘下の組員に襲撃される事件も起きた。広島県警によると今年に入り、共政会のトップが代わって以降、みかじめ料が高額になり、取り立ても厳しくなったとの情報がある。歓楽街は長らく暴力団の資金源とされ、過去にはみかじめ料の文払いを断つた派遣型風俗店の関係者が共政会傘下の組員に襲撃される事件も起きた。広島県警によると今年に入り、共政会のトップが代わって以降、みかじめ料が高額になり、取り立ても厳しくなったとの情報がある。同様の罰則規定は東京や愛知など13都道府県が設けている。先進地の動向を調査した広島県警によると、実際に店側が罰則を肩に要求を断つたケースもあつた。「外国人観光客も増える中、誰もが楽しめる環境にしなければならない」と県警の川崎契刑事部長。暴力追放広島県民会議の柳川敏夫専務理事は「各業界で暴力団排除の機運が高まる中、歓楽街対策は懸念だった。歓楽街からの暴力団排除へ追い風になる」と期待した。

(暴力団取材班)

広島県暴力団排除条例の改正の意義について

広島弁護士会
民事介入暴力問題対策委員会委員長

弁護士 福永 孝



1 改正の概要

令和元年12月5日、広島県暴力団排除条例について概要以下の内容の改正が行われ、本年4月1日から施行されることとなりました（以下、改正部分を「改正暴排条例」といいます。）。

簡単にいえば、広島の繁華街におけるいわゆるみかじめ料の徴収については、みかじめ料をもらった暴力団員もみかじめ料を支払った業者も両者とも刑罰を受ける（但し、業者側は自首すれば（自らみかじめ料を支払ったことを申告すれば）刑罰の減免を受けることができる場合がある）というものです。

【改正の概要】

- ① 広島市の流川、薬研堀地区、尾道市の久保地区及び福山市の松浜地区という繁華街を暴力団排除特別強化地域と指定し、同地域内の風営法上の特定の風俗営業者、特定遊興飲食店営業者、深夜酒類提供飲食店営業者等（以下「特定営業者」といいます。）は、暴力団員による用心棒の役務の提供を受けてはならないし、用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益供与をしてはならないし、営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益供与をしてはならないとされ、違反した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる（もちろん、特定営業者に用心棒の役務を提供した暴力団員や用心棒の役務を提供することの対償や営業を営むことを容認することの対償として特定営業者

から利益供与を受けた暴力団員も同様に処罰される)。

② ①について違反した特定営業者が自首したときは、刑を軽減または免除することができる。

2 改正の理由

(1) 全国的な流れ

平成22年4月1日の福岡県以降、全国で暴力団排除条例(以下「暴排条例」といいます。)が順次施行され、広島でも平成23年4月1日に施行されています。暴排条例が暴力団排除活動の進展に大きく寄与していることは疑いのないところですが、施行から約9年以上が経過し、見直しの時期が来ているのではないかと考えられ、全国的にも他の都道府県において改正が行われたり、改正の検討が行われている状況でした。

とりわけ、繁華街における暴力団によるみかじめ料の徴収に対して直接刑罰を科し、暴力団へのお金の流れを断つことについては重要な課題とされ、今回の広島の改正暴排条例と同様の罰則規定は東京、愛知等の暴排条例にも規定されました。

(2) 広島特有の事情

ア 前記の全国的な改正の流れに加え、広島では、近時、実際にみかじめ料を巡って暴力団の組長等が実刑となり、加えて損害賠償責任を負うことになった事件がありました。

イ この事件の概要は、広島の指定暴力団である甲会傘下の乙組及び丙組の組員らが、共謀して、平成24年10月から12月にかけて、広島市内の派遣型ファッショングループ(デリバリーヘルス)経営者に対し、電話でみかじめ料の支払いを要求し、みかじめ料の支払いに応じない経営者等を襲撃し、みかじめ料を支払わせ、または支払わせようとしたのに対し、被害を受けた経営者A、B及びCが、当時の甲会会長、乙組組長及び丙組組長らを被告として、慰謝料等の支払いを求めて提訴したもので、結果として、みかじめ料を実際にとられた者はその全額の損害賠償が認められ、襲撃による物損全額や転居費用相当額の全額の賠償が認められるとともに、各自300万円から500万円の慰謝料の賠償が認められたというもの

でした(なお、ABCは一切けがはしていません)。

ウ そして、この裁判の判決文には、甲会では、各傘下組織がデリヘル店を含む様々な業者から徴収するみかじめ料などを重要な資金源の一つと位置付け、甲会は、傘下組織のうちどの組がどのデリヘル店からみかじめ料を徴収しているか、あるいはみかじめ料を支払っていないのはどの店か等の情報を収集し続け、それに基づきみかじめ料を支払わない店に対して襲撃が行われたものと考えられ、襲撃した犯人は甲会又は乙組もしくは丙組により、上位者の指示ないし了解に基づいて行動していたと推認される旨が記載されています。

エ すなわち、暴力団は、組織的に風俗業者等からみかじめ料をとって資金源としており、したがって、みかじめ料を支払っている業者も多数存在している現実的 possibility があり、しかも、みかじめ料を支払わない業者は襲撃される具体的な可能性があるということが示されたのです。

したがって、広島では、実際にみかじめ料の授受について直接刑罰を科する現実的必要性が認められる状況にあるといえるのであり、このことが今回の広島県暴排条例の改正につながったといえるでしょう。

3 改正暴排条例の意義

次に、以上の経緯と改正暴排条例の内容を検討した場合の改正暴排条例の意義について私なりに説明してみたいと思います。

(1) まず、大きな視点での意義は暴力団の資金源を断つことに役立つということです。前記判決でも記載されているように暴力団は各傘下組織がデリヘル店を含む様々な業者から徴収するみかじめ料を重要な資金源の一つと位置付けているのですから、みかじめ料を要求した暴力団員はもちろん、みかじめ料を支払った業者側も刑罰を科してみかじめ料の授受を禁止することは、直接的に暴力団への資金源を断つ効果が期待できると思います。

(2) この点で、もしかすると暴力団に脅されてお金をとられた業者に刑罰を科するのかわいそうではないかとの疑問もあるかもしれません。

しかし、例えば薬物の密売等の暴力団による様々な被害を考えると、暴力団の資金源を断つ必要性は極めて大きいと言えますし、広島は近時海外からの旅行者も含

めて観光客が増えていますから、繁華街で安全・安心に楽しくすごすには、みかじめ料を徴収しようとする暴力団を繁華街から排除する必要があることは誰も否定できないのではないかと思います。

もう少し具体的な場面を考えると、デリヘル業者等の側からみると、暴力団からみかじめ料を要求されたときに「暴排条例で捕まって刑罰を科せられるから支払いはできません。」と拒否する理由となると考えられます。暴力団からの要求を断るのは怖いですから、明確な理由を説明できるのは重要なことだと言えます。

さらにいえば、仮に暴力団にみかじめ料を支払い、その見返りに暴力団の力を背景として繁盛している風俗店があるとすれば、不当な要求を毅然と拒否してみかじめ料を支払わずに襲撃され、営業を止めざるを得なかった業者が現実にいることと比べたとき、それはちゃんと取り締まらないと基本的な正義と平等に反するといえるのではないでしょうか。

(3) 最後に、改正暴排条例では、みかじめ料を支払った側には自首による刑の減免が認められていることも重要です。

何といっても一般的にいって暴力団は怖いですから、恐怖に負けて支払った業者を必ず処罰するというのは行きすぎな面があります。一度は恐怖に負けても、その後、やはり暴力団に対しても正義を通そうと決意した者に刑罰を科すことなく真実を話してもらうということは必要なことだといえます。これによりアンダーグラウンド化しているといわれている暴力団の活動についての情報を集めることができ、暴力団の実態に迫り、適切な規制・摘発に繋がることもあると考えられるところです。そのため私個人としては、自首減免規定の積極的な運用に期待したいと思います。

4 まとめ

以上のとおり今回の広島県暴排条例の改正は、抽象的な必要性だけではなく、広島の現実の状況からみて必要とされたものであり、今後の暴力団排除活動に重要な意義を有するものといえるでしょう。



「特殊詐欺の背後

～広島県警察本部刑事部捜査第二課から～

1 アンダー5作戦

特殊詐欺とは、電話、はがき、メール等を利用し、被害者と対面することなくだました上で、指定した預貯金口座への振り込み、宅配便、受け取り等の方法で現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード等を窃取する窃盗を含みます。）のことを言います。県警では、「めざせ！日本一安全・安心な広島県の実現『アンダー80作戦』～2020年へ向けて～」において、特殊詐欺被害総額を年間5億円以下にする「なくそう特殊詐欺被害・アンダー5作戦」を掲げ、自治体、事業者、関係団体等と連携して、その達成のための各種の取組を推進しているところです。特殊詐欺の被害額は、平成26年に16億3400万円余りでそのピークを迎えた後は減少に転じ、平成29年までは10億円を超える状況が続いておりましたが、各種の取組の結果、平成30年には5億円以下（約3億6500万円）、昨年には約3億2200万円に抑止することができました。

平成30年中に目標を達成したことは一定の成果ではありますが、依然、予断を許さない状況であることは変わりありません。例えば、昨年は、警察官や金融機関職員になりました犯人が、直接被害者の自宅を訪問し、被害者の隙を見てキャッシュカードを別のカードにすり替えた上で、預貯金を不正に払い出す手口が多発しました。また、「改元により、今利用しているキャッシュカードが使えなくなる」「災害支援のため、口座に振り込んでもらいたい」といったように、時代の流れに合わせてだます文言にも変遷が見られます。本

年は「アンダー5作戦」の目標最終年であり、被害をリバウンドさせることのないよう、引き続き取組みを推進する必要があります。

2 暴力団の資金源に

特殊詐欺事件の背景には、暴力団や準暴力団が特殊詐欺グループを結成したり、グループの指示役や首魁として存在し、非行少年やSNSで募集された違法バイトに申し込んだ者等が架け子（電話を繰り返し架けて被害者をだます役割の者）や受け子（被害者の自宅等に現金やキャッシュカード等を受け取りに行く役割の者）、出し子（被害者からだまし取ったキャッシュカードを使い、ATM等から現金を引き出す役割の者）として特殊詐欺を



に潜む暴力団】

敢行する実態が見られます。昨年中の全国における特殊詐欺の首謀者等主犯の検挙人員58人のうち、26人(44.8%)が暴力団関係者でした。また、昨年の特殊詐欺全体の検挙人員2,911人のうち、暴力団関係者が527人(18.1%)を占めるなど、刑法犯全体の検挙人員に占める割合(4.4%)と比べて高水準となっています。こういった状況から、特殊詐欺が暴力団の有力な資金源となっていることが推測され、得られた資金を元にした新たな犯罪への関与も懸念されます。



3 事例から

広島県警では、架け子等の実行犯の検挙だけでなく、実行犯の指示役や主犯の検挙に向けた突き上げ捜査を推進しています。例えば、平成28年9月から10月までの間には、警察官のふりをして高齢女性に電話をかけ、被害者5名からキャッシュカードをだまし取り、同キャッシュカードを利用して、現金合計約800万円が窃取される特殊詐欺事件が発生しました。被害申告後の広報や所要の捜査により、受け子被疑者を迅速に逮捕し、その後も突き上げ捜査を徹底したことで、平成29年から30年の間に暴力団関係者を含む8名を逮捕しました。その結果、暴力団関係者を首魁とする架け子グループがだましの電話をかけ、別の暴力団関係者を首魁とする受け子グループが受け取ったキャッシュカード等から出金するといった役割分担を行っていることが判明しました。この事件以外にも、平成31年3月、親戚を装って電話し、現金をだまし取ろうとする事案を認知後、速やかに「だまされたふり作戦」を実施し、暴力団関係者を含む3名を詐欺未遂で現行犯逮捕するなど、暴力団組織の壊滅に向けて取締りを徹底しています。

4 終わりに

警察では、特殊詐欺事件の背後に潜む暴力団、準暴力団、不良外国人等の犯罪者グループ等を弱体化し、特殊詐欺の抑止を図るため、引き続き関係部門と連携しながら被疑者の検挙、犯行拠点の摘発及び犯行に利用された犯行ツールの遮断・無力化措置等の諸対策を推進してまいります。最後に、事業者の皆様やその御家族が特殊詐欺の被害に遭わないために、犯人から不審な電話があった場合に、家族に相談しやすいように日頃からコミュニケーションをとっていただくとともに、実際に被害に遭われた場合には、警察への速やかな通報をお願いいたします。

暴力団情勢

1. 概況

令和元年末現在、全国の指定暴力団は24団体が指定されています。

山口組分裂に伴う対立抗争事件が激化し、拳銃を使用した殺人事件が市街地等で発生しており、市民生活の大きな脅威となったことから、令和2年1月、六代目山口組と神戸山口組を「特定抗争指定暴力団等」として指定するなど、対立抗争等の情勢に応じて、措置が講じられています。

広島県内では、対立抗争の波及による事件の発生は確認されていませんが、県内の暴力団は、それぞれが対立抗争中の山口組との親睦関係を深めていますので、当県への影響も危惧されるところです。

また、県内の暴力団は、組織改編を行い組織の維持、強化を図っており、資金獲得活動の強化を狙っていることが予想されます。

2. 暴力団構成員等の推移

(1) 全国的情勢

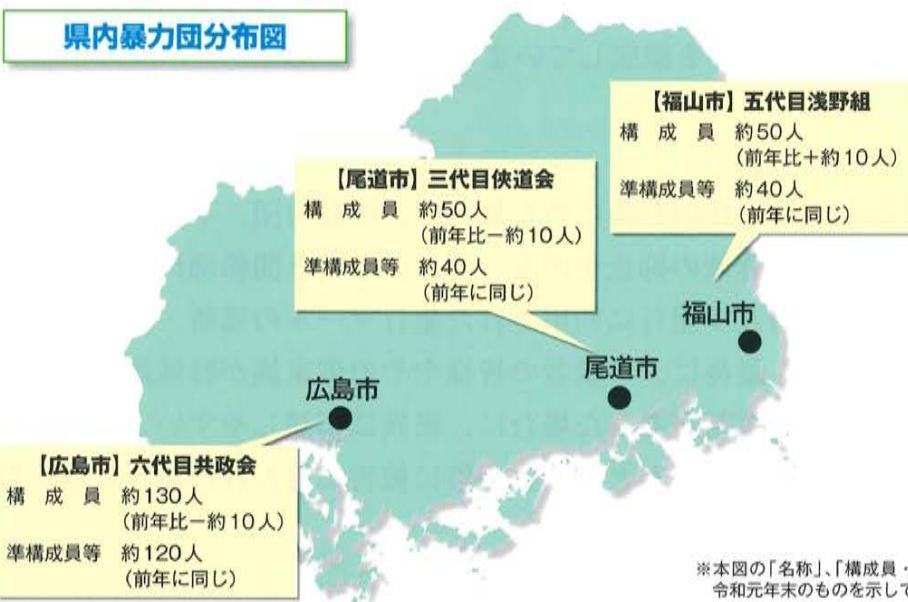
全国の暴力団構成員及び準構成員等(以下「暴力団構成員等」という。)の数は、平成17年以降減少し、令和元年末現在で約2万8,200人(前年比約2,300人減少)と、10年連続で暴力団対策法施行後の最少人数を更新しました。

うち、暴力団構成員の数は、約1万4,400人(前年比約1,200人減少)となりました。

また、主要団体(六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組(糸曾)、住吉会、稻川会)の暴力団構成員等の数は、約2万400人(全暴力団構成員等の72.3%)、うち暴力団構成員の数は、約1万700人(全暴力団構成員の74.3%)となっています。

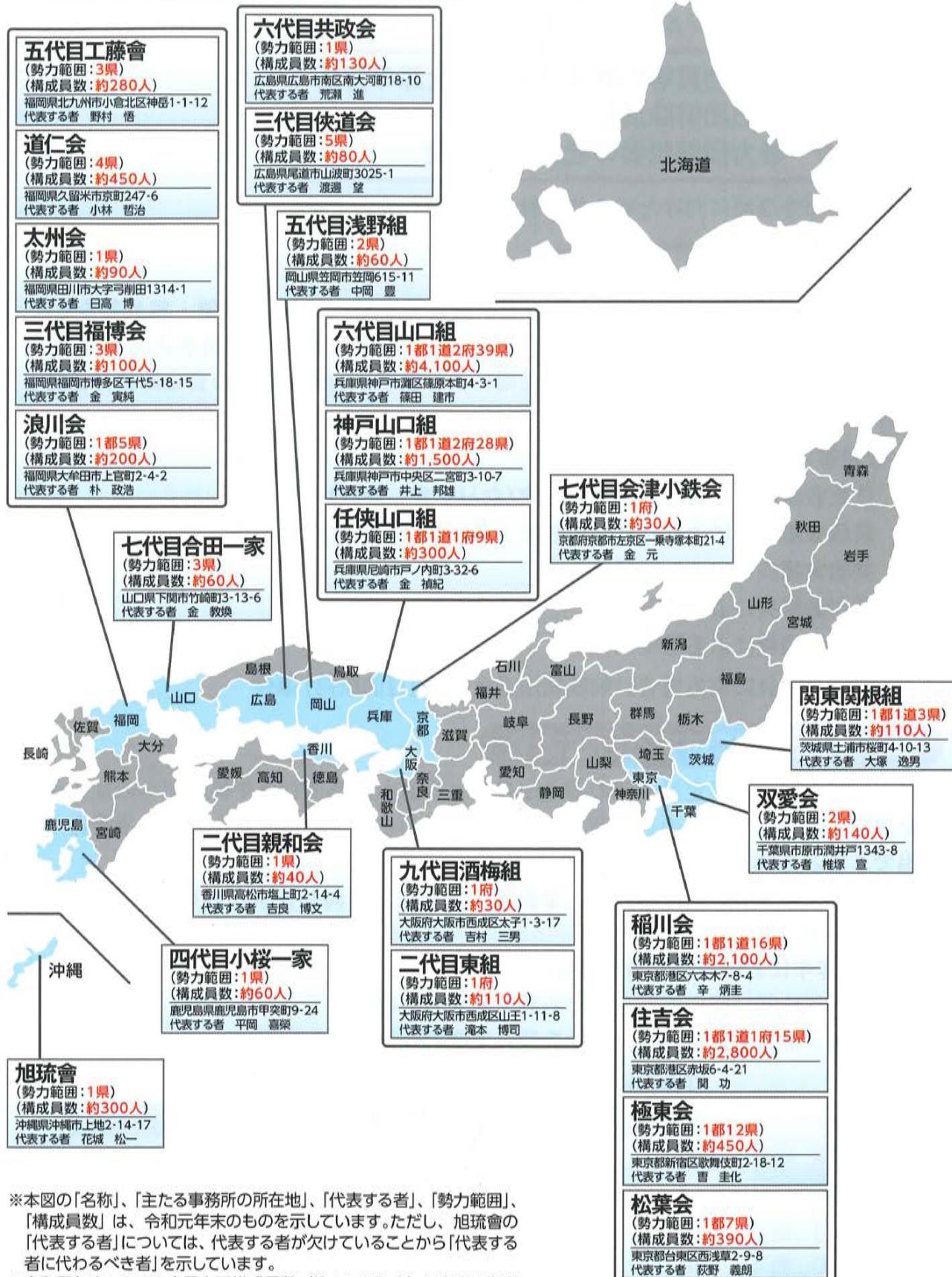
(2) 広島県内の情勢

広島県内の暴力団構成員等の数は、令和元年末現在で約430人(前年比-約10人)うち暴力団構成員の数は、約230人(前年比-10人)、準構成員等の数は、約200人(前年比±0人)となっています。



指定暴力団等の指定状況

■ 指定暴力団等分布図(24団体)



※本図の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、令和元年末のものを示しています。ただし、旭琉會の「代表する者」については、代表する者が欠けていることから「代表する者に代わるべき者」を示しています。

※令和元年末における全暴力団構成員数（約 14,400 人）に占める指定暴力団構成員数（約 13,800 人）の比率は 95.8%。

暴力団総合対策の推進

1. 暴力団総合対策の概況

警察では、組織犯罪対策の推進を運営重点の一つに掲げ

- ◆ 暴力団員等の徹底検挙と資金源の封圧
- ◆ 暴力団排除活動の推進
- ◆ 暴力団離脱者の社会復帰支援

など暴力団等壊滅に向けた総合的な対策を推進しています。

2. 暴力団員等の検挙状況

令和元年中、広島県警察では、暴力団構成員等を延べ232人（首領・組長等を6人、幹部を18人、組員32人、その他176人）を逮捕・検挙しています。（検挙状況の特徴は、伝統的資金源である覚せい剤の密売や恐喝による検挙に加え、新たな資金源獲得活動となる特殊詐欺での検挙も認められます。）

（主な検挙事例）

- 住吉会組員らによる息子騙り詐欺（なりすまし詐欺）事件
- 共政会組長らによる覚せい剤取締法違反（営利目的所持）事件
- 共政会組長らによる恐喝事件
- 稲川会組員による詐欺事件
- 俠道会組員による恐喝事件
- 俠道会組員による覚せい剤取締法違反（営利目的所持）事件

3. 暴力団員に対する行政命令

暴力団対策法は、指定暴力団の暴力団員による暴力的 requirement 行為や暴力団への加入強要等を規制しています。その違反行為に対しては、中止命令、再発防止命令、措置命令を発出できるとされています。

平成4年の暴力団対策法施行後、令和元年末現在、広島県警察においては、363件の行政命令を発出しています。

（令和元年における行政命令事案）

- みかじめ料、用心棒料名目で金銭を要求した事案
- 金銭貸借の仲介に入り、借主を脅して金銭を要求した事案

広島県における行政命令の発出件数（過去5年）

団体名	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
共政会	0	3	8	2	1
俠道会	4	2	1	1	1
浅野組	0	3	0	1	0
その他	0	0	0	0	0
合計	4	8	9	4	2

4. 暴力団排除活動の推進

広島県警察や暴力追放広島県民会議では、暴力団取締りと連動させた暴力団排除活動を推進するため、国や県、各自治体、関係機関等と連携し、暴力団に対する資金源の枯渇化を図るとともに、暴力団が活動しにくい環境作りを推進しています。

(1) 公共工事等からの排除

広島県等県下自治体が発注した公共工事の受注者は、公共工事に関して暴力団等から不当な要求があれば発注者への報告と警察への届出が平成15年から義務づけられています。

(2) 公営住宅からの排除

県内全自治体で公営住宅から暴力団を排除するための条例改正がなされ、令和元年末までに、入居者及び入居希望者等が暴力団員であることが判明した数は、延べ46人で、これら全てを排除させています。

(3) 生活保護からの排除

緊迫した状況にある場合を除き、暴力団員からの申請は却下させています。その結果、令和元年末までに県下の各市町で107件の申請却下又は受給廃止をさせています。

(4) 証券取引及び融資・預金取引からの排除

- 「広島県証券警察連絡協議会」を設立し、暴力団に対する取引拒否又は解約の措置を行っています。その結果、令和元年末までに、総会屋・暴力団員等40件に対し取引を拒否させています。
- 「広島県銀行警察連絡協議会」を設立し、全取引から暴力団を排除しています。その結果、令和元年末までに、暴力団等379件の口座開設、融資申込みを拒否しています。

(5) プロ野球からの排除

「広島東洋カープ・広島市民球場暴力団等排除連絡協議会」を設立し、球場からの暴力団・ダフ屋・不良応援団等の排除対策を推進しています。

(6) 不動産取引からの排除

「広島県不動産団体・警察連絡協議会」を設立し、暴力団事務所の開設防止に努めるなどの暴力団排除活動を展開しています。

(7) 生命保険からの排除

「広島県生命保険防犯対策協議会」を設立し、暴力団排除条項を導入し、生命保険の契約者、被保険者、受取人から暴力団を排除しています。

(8) 建設業界からの排除

国土交通省中国地方整備局及び自治体等関係機関と連携して建設業からの暴力団排除対策を推進しています。

(9) 警備業からの排除

「(一社)広島県警備業協会」では、暴力団排除条項の導入を推進するとともに、暴力団等反社会的勢力との関係遮断及び被害を防止するため、協会の発行する機関紙を活用しての広報啓発活動を推進しています。

県内各地域における暴排活動

～暴力団 ゼロが自慢の 町づくり～

(令和元年度 全国暴力追放運動統一標語 優秀作品)



三次地区暴力監視追放協議会
平成31年4月7日
「三次さくら祭」広報啓発活動



廿日市警察署管内暴力追放協議会
平成31年4月7日
「はつかいち桜まつり」における広報活動



福山市暴力監視追放協議会
令和元年5月19日
「福山ばら祭」暴力団追放パレード



安佐北暴力追放協議会
令和元年5月22日
安佐北暴力追放協議会・通常総会



三原市暴力監視追放協議会
令和元年5月25日
「三原さつき祭」暴追パレード



安芸高田市暴力監視追放協議会
令和元年6月5日
安芸高田市暴力監視追放協議会・総会



尾道警察署管内暴力追放対策協議会
令和元年6月24日
尾道警察署管内暴力追放対策協議会・総会



庄原市暴力追放協議会
令和元年6月28日
庄原市暴力追放協議会・通常総会



安佐南暴力追放防犯連合会
令和元年7月9日
安佐南暴力追放防犯連合会・総会



府中暴力追放協議会
令和元年7月25日
府中暴力追放協議会定時総会



竹原警察署管内暴力追放協議会
令和元年10月19日
暴力団追放市民総決起集会



安芸地区暴力追放防犯連合会
令和元年10月28日
安芸地区民暴力追放啓発活動

結成40周年記念大会の開催



東広島市暴力監視追放協議会
令和元年11月16日 東広島芸術文化ホール くらら



広島市暴力追放監視防犯連合会
広島地区建設業暴力追放対策協議会
令和元年12月5日
暴力追放・明るい街づくり総決起大会・パレード



呉市暴力監視連合会
呉警察署管内建設業暴力追放対策協議会
令和元年12月7日
年末総ぐるみ 3アプローチ作戦



福山西警察署管内暴力追放防犯連絡協議会
令和元年12月10日
暴力追放パレード



大竹市暴力監視追放協議会
令和2年2月11日
暴力追放少年サッカー大会



全 国 表 彰

功労者表彰



銀章 水本 洋一(東広島市暴力監視追放協議会・会長)



銅章 後藤 信行(広島県遊技業防犯協力連合会・理事)

特別表彰

広島弁護士会民事介入暴力問題対策委員会

中 国 管 区 表 彰

功労者表彰

延川 章喜(広島県暴力監視追放防犯連合会・会長)

功労団体表彰

くれ宝町冬まつり実行委員会

暴力追放広島県民会議表彰

功労者表彰

野間 英俊(福山飲食組合・相談役)

濱井 雅彦(広警察署管内建設業暴力追放対策協議会・会長)

町里 文孝(三次地区暴力監視追放協議会・会長)

小森 早苗(府中暴力追放協議会・暴力監視協助員)

坂上 栄樹(世羅郡建設業暴力追放対策協議会・会長)

功労団体表彰

廿日市警察署管内コンビニエンスストア連絡協議会

三原ホテル・旅館同業組合

佐伯遊技業防犯協力会

広島安芸商工会

東広島市柔道連盟

くれ宝町冬まつり実行委員会

感謝状

株式会社 プローバホールディングス

株式会社 広島東洋カープ

株式会社 サンフレッチェ広島

県民会議からのお知らせ

～あなたの職場を反社会的勢力から守るために～

1 不当要求防止責任者講習事業

暴力追放広島県民会議では、暴力団対策法に基づいて広島県公安員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者の皆さんに対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領などの講習を無料で行っています。

令和元年度は、**2147名(講習回数43回)**の方が受講されました。

2 暴力相談事業

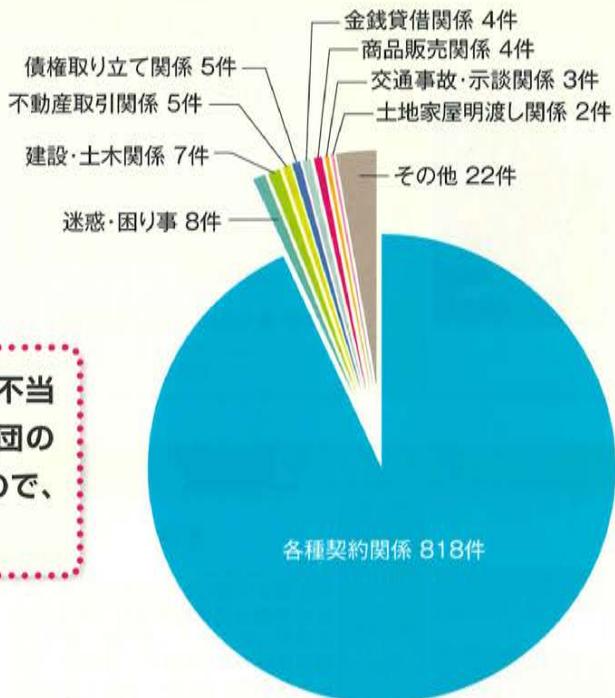
～相談件数と相談内容～

令和元年度中、暴力追放広島県民会議へ寄せられた暴力相談は**878件**でした。
(前年比+241件)

相談件数は、年々増加しており、相談内容は、反社会的勢力の排除気運の高まりや広島県暴力団排除条例の施行に伴い、各種契約に関する相談が最も多くなっています。

引き続き、暴力団等反社会的勢力からの不当要求や悪質クレーマーに関する相談、暴力団の社会復帰に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

暴力相談の内訳（令和元年度中）



3 広報・啓発事業

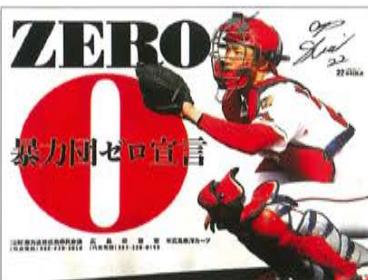
暴追ポスター・ステッカーの紹介

暴力追放広島県民会議では、毎年様々な「暴追ポスター・ステッカー」を作成しています。
ご入り用の方は、ご相談下さい。

ポスター



ステッカー



暴排DVD

29作品

無料貸出

No.4

	タイトル	負けへnde！ NAV15 Part II
	内 容	「交通事故」「店舗営業」「マンションの賃貸借」「機関誌購読強要」「近隣トラブル」に暴力団が関与するなど、事例に基づいたトラブル編と解決編で分かりやすく解説
	時間	36分

No.1

	タイトル	それでえんか!? ～不当要求撃退法～
	内 容	第1話「書籍購入要求の撃退法」 ～11分 第2話「忘年会申込みの撃退法」 ～10分 第3話「公共工事下請参入の撃退法」 ～23分 悪い対応例・良い対応例などを示し、実務に直結した撃退法を解説（チャプター1～3の選択可） (公財)暴力追放広島県民会議企画
	時間	54分

No.5

	タイトル	社会 VS 暴力団
	内 容	(1) 芳香剤の卸業者と取引のある顧客が暴力団関係企業であることが発覚。暴追センター、警察、弁護士らと一緒に「暴力団排除条項」を導入し契約解除に成功した。(2) 刑事事件として事件化した上で、改正暴対法による「代表者責任追及」の訴訟の動きから、暴力団側が慌てて被害金を弁済するに至った事案
	時間	39分

No.2

	タイトル	断絶
	内 容	資金繰りに窮した会社経営者が、素性も不明な投資顧問会社（共生者）を利用したこと、その後、数々の契約取引の要求を受け、最終的に会社が暴力団に食い物にされしていく様子や、それに立ち向かう会社の対応を領をドラマ風に描いている。
	時間	31分

No.6

	タイトル	暴力追放シミュレーション ～ロールプレイング形式～
	内 容	あなたの会社やお店に突然訪れる暴力団関係者など、不当要求者に対して、どう対応すれば良いのか、実際に体験し訓練するシミュレーション型のロールプレイング
	時間	30分

No.3

	タイトル	黒い契約者
	内 容	暴力団サイドの視点から、不動産会社、ホテルに対して不当要求に及んでいく手口・方法を描写しながら、暴力団組織内の階層的な上下関係、上納金制度を分かりやすく説明するとともに「暴力団は金が全てである」ことをドラマ風に描いている。また「暴力団排除条例」についても分かりやすく説明している。
	時間	30分

No.7

	タイトル	決別への道
	内 容	平成23年10月1日に東京都暴力排除条例が施行された。その条例は、都民の生活にどのように関わってくるのか。そして経済活動においては、どのような注意が必要なのか、暴力団を排除するために重要なのは、都民一人一人が「暴力団と交際しない」という強い意志と勇気を持つことである。いまこそ都民は「暴力団排除」という「決断」をしなくてはならない。
	時間	35分

No.8

	タイトル 闇にひそむ影	内 容 暴力団のフロント企業との不動産契約を暴排条項や表明確約書を活用して破棄する事例と以前から暴力団と契約を結んでいた商店街が暴力団排除条例の施行を契機に暴力団排除に乗り出す事例を紹介	時間 54分
--	----------------	--	-----------

No.12

	タイトル 不当要求・クレームへの初期対応効果的な必殺ワードと対策ポイント	内 容 電話、インターネット、直接面談による不当要求への対応として、それぞれ再現ドラマによりポイント解説をし、初期対応に焦点を当て、不当要求側へのNGワードと必殺ワードを紹介	時間 42分
--	---	--	-----------

No.9

	タイトル 不当要求 手口と対応 基礎知識編	内 容 暴力団・暴力団関係企業、総会屋、会社ゴロ、えせ行為、クレーマー、反社会的勢力の傾向とChapter1～8に分けて構成されており、それぞれの手口と対応について基礎知識として紹介	時間 35分
--	--------------------------	--	-----------

No.13

	タイトル 不当要求の見極めポイントと実践的対応テクニック	内 容 時代と共に変化する不当要求の手口、それらに対する有効な手段は何か、弁護士が実践的なテクニックを解説します。	時間 40分
--	---------------------------------	--	-----------

No.10

	タイトル 不当要求の手口と対応 実務Q&A編	内 容 事例①書籍購入強要 事例②クレーマーとして企業を狙う不当要求 事例③しつこい勧誘 事例④架空請求として社員個人への攻撃 繰り返される悪質な手口と対応をピックアップしたもの。	時間 40分
--	---------------------------	---	-----------

No.14

	タイトル 不当要求対応 マニュアルの作成とその実践	内 容 危機に直面してからでは遅すぎるとして、弁護士による解説を交えながら、不当要求対応マニュアルをもとに対応手順などを紹介	時間 53分
--	------------------------------	---	-----------

No.11

	タイトル 不当要求の手口と対応 迷惑電話 & クレーマー編	内 容 執拗な迷惑電話の手口と対応。あるいは、クレーマーの種別と対策など悪質な手口と対応をピックアップし、企業の悩みや対応例を交えて解説(チャプター1～8の選択可)	時間 56分
--	----------------------------------	---	-----------

No.15

	タイトル シャットアウト ~企業対象暴力~	内 容 ある地方銀行に配属された女性行員は、末端の行員、幹部が暴力団と関係のある団体とつきあっているのを知る。反社会的勢力は様々な形で接近、攻撃していた。それらの事実が露呈し、銀行は世間の批判の目にさらされることになる。不正を一掃すべく抜擢された新頭取は、一切の反社会的勢力との関係遮断を宣言する。	時間 28分
--	--------------------------	--	-----------

No.16

	タイトル シャットアウト ～行政対象暴力～
内 容	自治体の課長補佐に、暴力団幹部が機関紙の購読要求するが断った。公共工事に下請参入させようと課長補佐にあらゆる手段をとる暴力団。市民ホールの工事責任者のもとへ相談に行く課長補佐であったが「行政が暴力に屈することは許されない。新たな被害者が出ることになる。」と言われ、立ち上がる決意をする。長年のしがらみを持つ幹部職員を説き伏せ、組織対応する。
時間 30分	

No.20

	タイトル 撃退
内 容	反社会的勢力からの不当要求に対する基本的対応要領として、平素の対応と有事の対応を失敗例と正しい対応例をあげて解説と共にわかりやすく紹介している。
時間 30分	

No.17

	タイトル 狙われた行政 ～失敗を糧に～
内 容	ある地方都市。不当要求撲滅に向けて条例を制定して取り組みが行われた。そうした中、公営住宅に暴力団が居住していることが判明。所轄警察署とともに立ち退きを求め対応していく。
時間 33分	

No.21

	タイトル 暴排のシナリオ
内 容	すべての人々が、知識すなわち、暴排のシナリオを身につけるために事例ごとに解説でわかりやすく紹介している。
時間 56分	

No.18

	タイトル 鉄の砦
内 容	暴力団等反社会的勢力による公共工事への参入を許してしまった事例をあげ、行政が一丸となって行政対象暴力に立ち向かうための対応要領等を解説。また、暴力団等の不当要求に屈した場合、行政のみならず企業活動も犠牲にするという事例を紹介
時間 50分	

No.22

	タイトル 暴力団排除 入札妨害・就労支援
内 容	暴対法9条25号の禁止行為「人に對し、充買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為」をドラマで解説。当該暴力団員の離脱支援へと展開する。アルバイトの青年は暴力団員だった。関係機関と連携して離脱・就労へ
時間 40分	

No.19

	タイトル 排除の分かれ道
内 容	レストラン・チェーン店と本社を舞台に反社会的勢力との攻防を描いている。間違った対応を紹介して問題提起を行う一方、正しい対応要領について、暴追センターの解説でわかりやすく紹介している。
時間 31分	

No.23

	タイトル 不当要求防止責任者の役割と講習概要
内 容	不当要求防止責任者講習会の概要のほか、講習会の講師を務めるための必要事項や、不当要求防止責任者が事務所内で講義を行う際のポイントなどを解説
時間 59分	

No.24

	タイトル 決断の刻	内 容 大手ゼネコン会社の下請け工務店で働く女性専務と同ゼネコン会社の若手社員らが、暴力団と関係のある建設会社から不当要求を受け、悩み葛藤しながら、警察に相談することで改正暴対法や暴力団排除条例を駆使し、関係を遮断していく過程を描く。暴力団と知りて利益を供与すると、勘定などの行政処分の対象になることや、自治体に公共事業の指名業者から排除された事例	時間 33分
--	--------------	---	-----------

No.27

	タイトル 奴らには屈しない!	内 容 ドキュメンタリー専門チャンネルの制作をしている「ジャーナリストK」が、暴力団からの不当要求に苦しむ被害者の取材などを通じて暴力団の実態を明らかにし、暴力団排除までをドキュメンタリーフォーマットで描く。菱丸興業という暴力団の関係会社が、暴力団であることを秘して工事契約をした建設会社をはじめ、他の事業者へのみかじめ料などの不当要求行為に対し、各事業者それぞれが、警察・暴追センターへ相談し、その指導のもと、連携を図りながら、暴力団等反社会的勢力による不当要求事案の関係遮断をしていく様子を描いたもの。	時間 32分
--	-------------------	--	-----------

No.25

	タイトル あなたはひとりじゃない	内 容 各事業所から専任された不当要求防止責任者を対象に暴力団との関係遮断のための取り組みと重要性を認識してもらい、不当要求及び関係遮断の決意を促すことを目的とした内容。はじめは、反社会的勢力の不当要求に悩んでいた企業の担当者が、暴力団と関係遮断に立ち上がり仲間意識も強まってみんなで力を合わせて暴力団に屈しないで対応していく過程を描いたもの。	時間 37分
--	---------------------	---	-----------

No.28

	タイトル 訣別のとき	内 容 40代の元暴力団員が、組を離脱し、更生するまでの経験をある新聞記者に語り、回想していくストーリー。元暴力団員は、組に入った当初は、「みかじめ料」の取り立て、民間企業への脅迫などを行っていたが、暴対法・暴排条例の施行から次第に都民達も抵抗するようになり、資金獲得に窮していく。暴力団は、「シノギ」の新たな手口を見出していくが、それもまた暴対法・暴排条例に阻まれ弱体化していく。物語の進行に合わせて、暴対法・暴排条例施行の歴史を重ねて追いかながら、暴力団が弱体化していく様子をつぶさに描いたもの。	時間 35分
--	---------------	---	-----------

No.26

	タイトル 暴力団がやってきた	内 容 一般企業と偽った暴力団事務所の開設、建築現場への下請け参加・外国人人足の斡旋、みかじめ料・用心棒料の要求という3つの不当要求事案を暴力団からの視点で描き、暴力団の資金獲得活動の実態や暴力団がどのように入り込んでくるか分かりやすく説明。そして企業や個人が一致団結して暴力団と関係遮断に立ち上がり、やがて総力を結集した取り組みの様子を描いたもの。	時間 36分
--	-------------------	--	-----------

No.29

	タイトル 暴排の標	内 容 暴力団員による企業への不当要求や発砲事件、みかじめ料の徴収等、我々の生活の安全と安心を脅かす出来事が依然として後を絶ちません。暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るために、どう行動すれば良いのか?暴力団排除の標を示していきます。	時間 77分
--	--------------	---	-----------

(公財)暴力追放広島県民会議では、
暴力団等反社会的勢力による不当要求から企業を守るために、
不当要求対応DVDを各種揃えております。
社内研修や講習会にご活用ください。

貸し出しは、無料で、1回につき、1作品、
期間は1週間です。

詳しくは(公財)暴力追放広島県民会議事務局
☎082-511-0110までご連絡ください。

賛助会員を募集しています

多くの方の入会をお待ちしています

暴力追放広島県民会議では、企業・団体など県民総ぐるみの暴力団追放運動を展開するため、県民会議の行う各種事業に、ご賛同・ご支援をいただく賛助会員を募集しています。

特典

賛助会員の方には、

- ・賛助会員の証
- ・暴力団等に関する情報

などを提供いたします。



会費 団体 年額 1万円(1口)以上

会費を納入された方には、税法上の優遇措置が受けられる証明書を発行いたします。

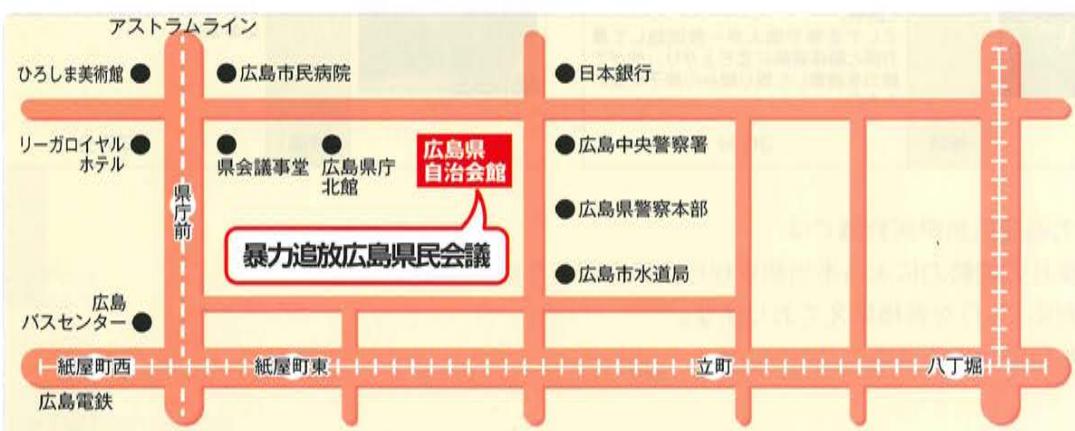
入会手続き 「入会申込書」をお送りします。詳しくは事務局へ

暴力団追放三ない運動 +1

暴力団を利用しない
暴力団を恐れない
暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない



(公財)暴力追放広島県民会議事務局

広島市中区基町10番3号 広島県自治会館3階

TEL 082-511-0110 FAX 082-511-0111

相談電話 082-228-5050

ホームページ [暴力追放 広島](#)

検索

